

●香川県告示第108号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 令和4年3月14日
- 3 指定道路の位置 観音寺市坂本町六丁目甲1275番3の一部、甲1275番4の一部、甲1275番5の一部、甲1276番3の一部及び甲1276番4の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.30メートル及び4.70メートル  
延長 49.47メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。